

# 市税滞納者の「過払い金」

## 芦屋市へ全額返還を

### プロミス敗訴

市税の滞納者が、法定利息を超えて消費者金融「プロミス」(東京)に支払った「過払い金」について、滞納者に代わって兵庫県芦屋市が返還を求めた訴訟の判決が10日、西宮簡裁であった。西田文則裁判官は「制限を超える利息は不当利得」として市の主張を認め、プロミスに請求の全額約31万円の支払いを命じた。税の徴収方法として、過払い金を回収する手法は全国約30の自治体などが取り組んでいるが、訴訟の判決は初めて。

判決によると、芦屋市は固定資産税など128万円を滞納していた市内の男性について、プロミスに利息制限法の上限金利(年15%20%)を超えた「グレイゾ

ーン金利」で31万円の過払いがあることを確認。2007年3月、男性の返還請求権を差し押さえた。同社は返還に応じなかったため、昨年10月に提訴した。最高裁は06年、強制的な返還を求める、特約付きの契約ではグレイゾーン金利は無効と判断。

今回の裁判で、プロミス側は「最高裁判決後は、規約を改めて、支払いを強制しておらず、一部の利息は有効」と反論していた。これに対し西田裁判官は「改訂後の規約にも、過払いを強制する規定があり、任意の支払いだったとは認められない」として退けた。プロミス広報部は「判決文が届いていないので、コ

メントは控える」とした。自治体の過払い金回収では、消費者金融側が取引情報の開示に応じず、返還を拒むケースも多い。過払い金訴訟に詳しい滝康暢弁護士(愛知県弁護士会)は「芦屋市の全面勝訴を受けて、様子見だった各地の自治体が、一気に回収に動き出す可能性がある」と話している。